

令和2年度

独立行政法人地域医療機能推進機構

船橋中央病院単独型歯科医師臨床研修プログラム

(歯科医師卒後研修教育実施要領)

独立行政法人地域医療機能推進機構 船橋中央病院

【1】独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院における歯科医師臨床研修の概要

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院（以下、船橋中央病院とする）について

当院は、社団法人全国社会保険協会連合会が社会保険庁よりその経営を受託したもので、土地建物は国有、その経営は民営であったが、平成26年4月より、新たに設置された「独立行政法人地域医療機能推進機構」（JCHO：Japan Community Health care Organization）のもとに社会保険病院、厚生年金病院、船員保険病院が集約され、病院57施設、介護老人施設26施設、看護専門学校7施設が管理・運営されることになりました。

全国に57施設あり、千葉県で船橋中央病院（当院）と千葉病院（千葉市）がある。そのなかで、船橋中央病院は昭和24年に開設され、現在常勤医72名、非常勤医111名、標榜科28科、病床455床、職員647名の千葉県中央部の基幹病院である。また、当院は周産期母子医療センター、健康管理センターを併設しており、総合的に地域医療に貢献している。

歯科は昭和25年4月に診療を開始し現在まで70年を経過しているが、特に平成6年、地域歯科医師会に入会して以来、総合病院の歯科口腔外科を標榜し地域歯科医療に貢献できるよう積極的に口腔外科疾患を扱うようになった。最近では年間2,000名前後の口腔外科疾患々々が近隣の医療機関より紹介されて来院している。歯科口腔外科は厚生労働省指定の歯科医師卒後臨床研修施設（千葉大学との複合型）、社団法人日本口腔外科学会の指定研修機関、有限責任中間法人日本障害者歯科学会の臨床研修施設、NPO法人日本口腔科学会の研修施設であり、現在、常勤歯科医師5名、歯科衛生士4名が勤務している。

(2) 当院における歯科医師臨床研修の目的と特色

船橋中央病院における歯科医師臨床研修の目的は、研修を行う歯科医師が患者中心の医療を理解すると同時に歯科医師に求められる基本的な診療能力を身に付けることにある。

船橋中央病院は従来から行われてきた研修医教育の経験を活かし、新たな歯科医師臨床研修プログラムを作成することによって、高齢化社会とそれに伴う疾患の多様化に対応できる歯科医師を養成する。特徴は、総合病院内の歯科という医療環境を十分活かし、全身疾患を有する患者や高齢者の歯科診療を他科との連携により行うことで、歯科臨床の修得とともに全身管理に関する基本的知識と経験を養う事が可能な点である。また、近隣の開業歯科診療施設から紹介される口腔外科症例の診療を通して、卒業後の比較的早い段階から口腔外科手術の基本を習得することが可能である。

(3) 船橋中央病院の基本理念

病院が掲げる理念は以下の三点である。

- I. 職能と倫理の追究（正しい医療）
- II. 良質な医療の提供（良い医療）
- III. 誠心誠意の接遇（優しい医療）

(4) 船橋中央病院の診療基本方針と診療目標

診療基本方針

「私達医師は病院の理念に基づき、医の倫理に沿った質の高い医療を誠心誠意実施いたします」

診療目標

I. 正しい医療の実践

- ・ 医師自身の専門知識と技術を磨き、より高度な医療を実践できるよう常に努力を怠りません
- ・ 正しい判断のできる医師として、倫理観と人格を高める努力を続けます

II. より良い医療の実施

- ・ 個々の患者に最適で、より高度の医療を選択するよう努力します
- ・ 地域の医療機関と連携し、地域住民の立場に立った医療を実践します
- ・ 正確迅速な健康診断を行い、疾病予防に努めます
- ・ 医療安全対策と患者の個人情報の保護を推進します

III. 優しい医療の実践

- ・ 患者の立場を尊重し、誠心誠意の接遇をこころがけます
- ・ 患者や家族が納得ゆくまで、診断や治療についての疑問に答えます

【2】令和2度臨床研修医要項

(1) 研修歯科医：令和2年4月以降に歯科医師免許を取得する予定の者。

(2) 研修目的：歯科医学、歯科医療の進歩向上に対応し、独立して一般診療に従事するために全人的な一般歯科医療についての基本的臨床能力（知識、技能と態度）を習得する。

(3) 研修期間：令和2年4月から令和3年3月までの1年間

(4) 募集研修医数

2名

(5) 募集方法：歯科医師臨床研修マッチングプログラム利用

採用方法：筆記試験及び面接

(6) 処遇

1. 身分：常勤職員（任期付職員）

2. 給与等：

研修手当：月 300,000 円（時給 1,785 円）

賞与：なし

時間外手当：なし

その他、規定による。

3. 勤務時間および休暇：

勤務時間：午前 8 時半より午後 5 時 15 分。

勤務外勤務および当直：なし。

有給休暇：あり

その他、規定による。

4. 宿 舎：有り。
5. 院内研修室の有無：有り。
6. 社会保険：健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険の適応有り。
7. 健康管理：職員健康診断
8. 歯科医師賠償責任保険：病院において加入。＊個人保険は任意加入
9. 研究会等への参加：研修の妨げにならない範囲で研究会等へ参加できる。

【3】独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院単独型歯科医師臨床研修プログラム

臨床研修プログラムの名称	独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院 単独型歯科医師臨床研修プログラム
研修管理委員会の名称	独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院 歯科医師臨床研修管理委員会
研修歯科医定員	2名
参加施設の概要	
単独型臨床研修施設	
施設名	独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院
所在地	千葉県船橋市海神 6-13-10
臨床研修施設長 (研修管理委員会委員長)	横須賀 収
研修プログラム責任者	高橋喜久雄
事務部門の責任者	吉田 茂生

指導体制

- i) 研修の責任者は独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院病院長であり、病院長の下に歯科医師臨床研修管理委員会を置き、研修の計画から修了認定までを管理する。
- ii) 研修歯科医は同施設の統括診療部長である指導歯科医の直接的指導の下で、患者・症例ごとに他の指導歯科医及びそれ以外の歯科医（いわゆる上級歯科医）とともに診療チームを形成して研修を行う。
- iii) 指導歯科医はプログラム責任者を兼ねており、他の指導歯科医及び上級歯科医と密接な連携をとり研修歯科医のプログラム進行状況の把握（管理）並びにアドバイス（相談）を行う。
- iv) 歯科医師臨床研修管理委員会には麻酔科医師が所属しているが、研修する歯科口腔外科と内科並びに麻酔科の連携が緊密であることから、研修医は指導歯科医あるいは上級歯科医の下で入院患者の全身管理の研修、全身麻酔時の挿管操作や全身麻酔管理の見学が可能である。
- v) 歯科衛生士が歯科医師臨床研修管理委員会に所属していることから、日常臨床を通して実際の研修歯科医の研修状況を把握することが可能である。また、同時に衛生士は、歯科臨床において治療以外に必要な諸般事項（接遇、事務処理、器具扱い等）についてアドバイスすることが出来る。

研修目標

患者中心の全人的医療を理解し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力（態度・技能・知識）を身に付け、生涯研修の第一歩とする。

1. 歯科医師臨床研修

独立診療が実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

(1) 医療面接

【一般目標】

患者中心の歯科医療を実施するために、医療面接についての知識・態度・技能を身につけ実践する。

【行動目標】

- ① コミュニケーション・スキルを実践する。
- ② 病歴（主訴・現病歴・既往歴・家族歴）の聴取を的確に行う。
- ③ 病歴を正確に記録する。
- ④ 患者の心理・社会的背景に配慮する。
- ⑤ 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。
- ⑥ 患者の自己決定を尊重する（インフォームドコンセントの構築）。
- ⑦ 患者のプライバシーを守る。
- ⑧ 患者の心身における QOL（Quality Of Life）に配慮する。
- ⑨ 患者教育と治療への動機付けを行う。

(2) 総合診療計画

【一般目標】

安全で質の高い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身につける。

【行動目標】

- ① 適切で十分な医療情報を収集する。
- ② 基本的な診査（基本的な検査を含む）を実践する。
- ③ 基本的な診査の所見を判断する。
- ④ 得られた情報から診断する。
- ⑤ 適切と思われる治療法および別の選択肢を提示する。
- ⑥ 十分な説明による患者の自己決定を確認する。
- ⑦ 一口腔単位の治療計画を作成する。

(3) 予防・治療基本技術

【一般目標】

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身につける。

【行動目標】

- ① 基本的な予防法の手技を実施する。
- ② 基本的な治療法の手技を実施する。
- ③ 医療記録を適切に作成する。
- ④ 医療記録を適切に管理する。

(4) 応急処置

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身につける。

【行動目標】

- ① 歯痛の原因を列挙する。
- ② 疼痛に対する基本的な治療を実践する。
- ③ 歯・口腔および顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
- ④ 口腔内出血の原因を列挙する。
- ⑤ 口腔内出血に対して止血処置を実践する。
- ⑥ 動揺歯の処置を実践する。
- ⑦ 修復物・補綴装置等の脱離と破損および不適合に対する適切な処置を実践する。

(5) 高頻度治療

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身につける。

【行動目標】

- ① 齲歯の基本的治療を実践する。
- ② 歯髄疾患の基本的治療を実践する。
- ③ 歯周疾患の基本的治療を実践する。
- ④ 抜歯の基本的な処置を実践する。
- ⑤ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。

(6) 有病者歯科治療

【一般目標】

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識・態度・技能を習得する。

【行動目標】

- ⑩ バイタルサインを確認し、異常を評価する。
- ⑪ 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を評価する。
- ⑫ 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。
- ⑬ 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。
- ⑭ 一次救命処置を実践する。
- ⑮ 二次救命処置の対処法を説明する。

(7) 医療安全・感染予防

【一般目標】

円滑な歯科診療を実践するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識・態度・技能を習得する。

【行動目標】

- ① 医療安全対策を説明する。
- ② アクシデント・インシデントを説明する。

- ③ 医療過誤について説明する.
- ④ 院内感染対策（Standard Precautions を含む）を説明する.
- ⑤ 院内感染対策を実践する.

(8) 医療管理・地域医療

【一般目標】

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身につける.

【行動目標】

- ① 保険診療を実践する.
- ② チーム医療を実践する.
- ③ 地域医療に参画する.

(9) 専門的知識習得のスキル

【一般目標】

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する.

【行動目標】

- ① 専門的分野の情報を収集する.
- ② 専門的分野を体験する. 口腔外科小手術（歯槽骨の小外科を含む）を行う.
- ③ POS（Problem Oriented System）に基づいた医療を説明する.
- ④ EBM（Evidence Based Medicine）に基づいた医療を説明する.

	④	○	○	○	○	○	○	○	○	
(9) 専門的知識習得のスキル (①-④は行動目標)										
	①	○	○	○	○	○	○	○	○	繰り返し習得 形成的評価
	②	○	○	○	○	○	○	○	○	
	③	○	○	○	○	○	○	○	○	
	④	○	○	○	○	○	○	○	○	

<独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院臨床歯科研修医評価表>

研修医氏名 _____

研修期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

研修プログラム名 独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院歯科医師臨床研修プログラム

コース名 _____ 単独型歯科医師臨床研修プログラム

研修機関責任者（評価者）施設名 船橋中央病院 職名プログラム責任者 氏名 高橋喜久雄 印

研修機関責任者（評価者）施設名 船橋中央病院 職名 _____ 指導医 氏名 小河原克訓 印

研修機関責任者（評価者）施設名 船橋中央病院 職名 _____ 指導医 氏名 才藤 靖弘 印

<評価法>

A：とりわけ優れている

B：平均を上回っている

C：平均的レベルに到達している

D：やや不十分なレベルに留まっている

E：極めて不十分なレベルに留まっている

A. 一般的事項

1) 以下の基本的診察法を実施し, 所見を理解する

	経験例数	評価	必要症例数	修了判定の評価基準
(1) 問診 (患者の主訴, 現病歴, 全身既往歴, 局所の既往歴, 家族歴など)			50	目標達成の基準として平均的レベルに達している合計が100例以上必要である。
(2) 全身の観察 (身体所見の把握, バイタルサインのチェック, 常用薬剤のチェックなど)			50	
(3) 口腔外診査 (視診, 触診, 打診, 開口度の診査, 顎関節の診査など)			50	
(4) 口腔内診査 (視診, 触診, 打診, 歯列・咬合の診査, 咬合面・隣接面齶蝕の診査など)			50	
(5) 概形印象および研究模型による診査 (サバイイング, 咬合器を用いた咬合検査, 咬合面ならびに隣接面の診査, 咬合平面の診査など)			10	
(6) 習癖・嗜好 (日常生活上: 例えば飲食品では酒, タバコ, コーヒーなど) の診査			30	

2) 以下の基本的検査法を実施, 指示, あるいはその結果を理解する

	経験例数	評価	必要症例数	修了判定の評価基準
(1) 歯周組織検査 (歯周ポケット測定, 歯垢染色, ポケット内細菌検査, 口臭検査)			20	目標達成の基準として平均的レベルに達している合計が30例以上必要である。
(2) 齶蝕検査 (齶蝕病巣の診査, 齶蝕活動性の診査)			10	
(3) 歯髄検査 (エックス線検査, 電気歯髄診査, 根管細菌試験など)			10	
(4) エックス線検査			30	
i. 口内撮影法 (二等分面法, 偏心投影法, 咬翼法, 咬合法など)				
ii. 口外撮影法 (断層方式パノラマ撮影法, Waters法, Schuller法, 頭部軸位撮影法, 断層撮影法 (顎関節断層撮影を含む), など)				
(5) MRI 検査 (顎関節 MRI 検査を含む)			3	
(6) CT 検査			20	
(7) 超音波検査			3	
(8) 核医学検査 (シンチグラム等)			3	
(9) 胸部および腹部単純エックス線写真の読影			10	
(10) 顎口腔機能検査 (咀嚼能率検査, 下顎運動路検査, 摂食・嚥下機能検査 (水のみテスト), 唾液腺機能検査, 細菌学的検査など)			10	
(11) 血液検査 (末梢血液検査, 血液生化学検査, 感染症に関する検査, 細菌学的検査, 血液疾患の検査など)			10	
(12) 止血機能検査 (止血検査, 凝固系検査)			5	
(13) 循環機能検査 (血圧測定など)			10	
(14) 顎顔面および口腔内写真の撮影			10	

3) 以下の基本的治療法について、手技の適応を判断し、実施する

	経験例数	評価	必要 症例数	修了判定の 評価基準
(1) 滅菌法, 消毒法			20	目標達成の基準として平均的レベルに達している合計が20例以上必要である。
(2) 齶蝕(活動性軽減)処置			5	
(3) 印象採得(概形印象, 精密印象など)			5	
(4) 窩洞形成, 支台歯形成			5	
(5) 咬合採得			5	
(6) 齶蝕病巣の除去ならびにそれに対する修復処置			5	
(7) 象牙質知覚過敏症に対する処置			5	
(8) 歯髄処置(覆髄法(間接覆髄法, 直接覆髄法), 断髄法, 抜髄法など)			5	
(9) 感染根管処置(外傷歯の処置を含む)			5	
(10) 支台築造, 歯冠修復			5	
(11) 歯周病の治療(歯周基本治療, 歯周外科処置, 固定, 歯周病のSPR治療など)			10	
(12) 口腔外科処置(歯の脱臼処置, 粘膜・骨膜切開, 粘膜・骨膜弁作成, 歯の分割, 骨の削除, 止血処置, 縫合法, 抜糸, 抜歯, 抜歯高治癒不全処置, 排膿処置など)			10	
(13) 注射法(皮下注射, 静脈注射, 皮内注射, 点滴注射など)			5	
(14) 局所麻酔法(塗布麻酔法, 浸潤麻酔法, 伝達麻酔法)			10	
(15) 歯の欠損に対する架工義歯による補綴治療			5	
(16) 有床義歯の装着(部分床義歯, 全部床義歯など)			5	
(17) 咬合調整			5	
(19) 顎関節症に対する治療			5	

4) 以下の救急処置法を適切に行い、必要に応じて専門医に診察を依頼する

	経験例数	評価	必要 症例数	修了判定の 評価基準
(1) 救急蘇生法(気道の確保, 人工呼吸, 血管確保, 気管切開処置など)			3	目標達成の基準として平均的レベルに達している合計が10例以上。
(2) 歯科治療時の全身的合併症とその処置法(神経性ショック, 過換気症候群, など)			5	
(3) 感染対策としての医療事故への対処法			5	
(4) 誤嚥に対する処置			5	

- 5) 以下の項目を経験し、患者・家族と良好な人間関係が確立する
(患者の質問に過不足なく答えられる)

	経験例数	評価	必要 症例数	修了判定の 評価基準
(1) インフォームド・コンセント (診断内容、治療方針、装置および予後、偶発症、代用治療法についての説明、カウンセリングとモチベーション、コミュニケーション技法、患者・家族のニーズと心理的側面の把握など)			20	目標達成の基準として平均的レベルに達している合計が20例以上必要である。
(2) 小児患者および妊婦に対する歯科治療 (産科母親教室の経験)			5	
(3) 高齢者に対する歯科治療			10	
(4) 全身疾患を有する患者 (易感染者を含む) に対する歯科治療			10	
(5) 障害 (児) 者に対する歯科治療			5	
(6) 要介護者に対する歯科治療			5	
(7) 歯科心身症や歯科恐怖症患者に対する歯科治療			5	
(8) 感染症を有する患者への対応			5	
(9) 患者の療養生活指導ならびに栄養指導			5	

- 6) 以下の予防措置と保健管理を実施あるいは重要性を認識し、適切に対応する

	経験例数	評価	必要 症例数	修了判定の 評価基準
(1) 齲蝕予防と管理 (リスク判定, ブラッシング指導, 生活指導, 食生活指導など)			10	目標達成の基準として平均的レベルに達している合計が20例以上必要である。
(2) 歯周病の予防と管理 (リスク判定, プラークコントロール, メインテナンス,)			10	
(3) 口腔の健康の保持・増進のための総合的な定期管理計画の作成と実施			10	
(4) 健診の経験と集団に対する歯科保健指導, 歯科衛生指導			5	

- 7) 以下のチーム医療を理解し、必要に応じて実施する

	経験例数	評価	必要 症例数	修了判定の 評価基準
(1) 専門医・専門歯科医, かかりつけ医・かかりつけ歯科医へのコンサルテーション			5	目標達成の基準として平均的レベルに達している合計が10例以上必要である。
(2) 他科, 他施設への患者の医療情報提供			10	
(3) 医師, 歯科医師, 看護婦, 歯科衛生士, 歯科技工士, 放射線技師などとのチーム医療 (各疾患治療, ケアにおける相互教育)			10	
(4) 小児, 高齢者, 障害者, リスク患者, 要介護者等の治療における保護者, 介護者, 付き添いの家族, 看護婦とのチーム医療			5	
(5) 他科との共診治療 (高血圧患者, 糖尿病患者, 出血傾向を有する患者, 易感染性患者, 感染症患者など)			5	

8) 以下の医療記録を適切に作成し,管理する

	経験例数	評価	必要 症例数	修了判定の 評価基準
(1) 診療録			50	目標達成の基 準として平均 的レベルに達 している合計 が100例以上 必要である。
(2) 処方箋			20	
(3) 歯科技工指示書			10	
(4) 検査指示書			10	
(5) 医療情報提供書			20	
(6) 診断書および死亡診断書			5	
(7) 保険レセプト			50	

9) 医療における以下の社会的側面の重要性を認識し、適切に対応する

	経験例数	評価	必要 症例数	修了判定の 評価基準
(1) 滅菌法, 消毒法			10	目標達成の基 準として平均 的レベルに達 している合計 が20例以上 必要である。
(2) 地域歯科保健活動 (検診、集団に対する歯科保健指導および歯科衛生指導など)			5	
(3) 訪問歯科診療			3	
(4) 医の倫理			10	
(5) 医療従事者の自己管理			20	
(6) 医療事故 (医療過誤, 院内感染)			5	
(7) 放射線管理, 医療被曝と障害			5	
(8) 経営管理			5	
(9) 医療情報の収集			10	
(10) 情報開示			5	
(11) 個人情報管理 (守秘義務)			20	

10))以下の診療計画・評価を実施する

	経験例数	評価	必要 症例数	修了判定の 評価基準
(1) 症例の提示, 要約			3	目標達成の基 準として5症 例必要である。
(2) 検査結果, 治療結果の要約と記載			3	
(3) 治療結果ならびに予後の判定			3	

B. 経験すべき症状あるいは病態

1 1) 以下の疾患あるいは病態に対する緊急措置を経験する

	経験例数	評価	必要症例数	修了判定の評価基準
(1) 歯痛（自発痛，咬合痛，打診痛，冷・温水痛など）			10	目標達成の基準として平均的レベルに達している合計が30例以上必要である。
(2) 歯の異常（咬合異常，萌出異常，動揺，変色，破折，食片の圧入など）			10	
(3) 咀嚼障害（歯の欠損，不良補綴物，歯や顎粘膜の疼痛など）			10	
(4) 義歯に関する異常（破損，不適合，維持・安定不良，疼痛，咬傷，口内炎など）			10	
(5) 口腔粘膜の異常（歯肉の腫脹，出血など）			10	
(6) 歯周の異常（歯肉炎，歯周病など）			10	
(7) 顎関節，顎筋の異常（開口障害，疼痛，関節雑音など）			10	

1 2) 以下の頻度の高い症状あるいは病態に対する処置を経験する

	経験例数	評価	必要症例数	修了判定の評価基準
(1) 歯痛（自発痛，咬合痛，打診痛，冷・温水痛など）			10	目標達成の基準として平均的レベルに達している合計が30例以上必要である。
(2) 歯の異常（咬合異常，萌出異常，動揺，変色，破折，食片の圧入など）			10	
(3) 咀嚼障害（歯の欠損，不良補綴物，歯や顎粘膜の疼痛など）			10	
(4) 義歯に関する異常（破損，不適合，維持・安定不良，疼痛，咬傷，口内炎など）			10	
(5) 口腔粘膜の異常（歯肉の腫脹，出血など）			10	
(6) 歯周の異常（歯肉炎，歯周病など）			10	
(7) 顎関節，顎筋の異常（開口障害，疼痛，関節雑音など）			10	

1 3) その他の症状あるいは病態に対する処置を経験する

	経験例数	評価	必要症例数	修了判定の評価基準
(1) その他の口腔軟組織の異常（口底，頬，顎下部，舌などの腫脹，疼痛など）			5	目標達成の基準として平均的レベルに達している合計が10例以上。
(2) 顔面領域の異常（腫脹，疼痛，先天異常など）			5	
(3) 摂食・嚥下・構音障害			10	
(4) 悪性腫瘍			3	
(5) 口腔心身症			3	

1 4) 連携他科における病態あるいは処置を経験する

	経験例数	評価	必要 症例数	修了判定の 評価基準
(1) 問診（患者の主訴，現病歴，全身既往歴，局所の既往歴，家族歴など）			15	目標達成の基
(2) 全身の観察（身体所見の把握，バイタルサインのチェック，常用薬剤のチェックなど）			15	準として平均
(3) 習癖・嗜好（日常生活上：例えば飲食品では酒，タバコ，コーヒーなど）の診査			15	的レベルに達
(4) 胸部および腹部単純エックス線写真の読影			3	している合計
(5) 血液検査（末梢血液検査，血液生化学検査，感染症に関する検査，細菌学的検査など）			3	が20例以上
(6) 止血機能検査（止血検査，凝固系検査）			3	必要である。
(7) 循環機能検査（血圧測定など）			3	
(8) 救急蘇生法			3	
(9) 歯科治療時の全身的合併症とその処置法（神経性ショック，過換気症候群，アナフィラキシーショックなど）			3	
(10) 誤嚥に対する処置			3	
(11) インフォームド・コンセント（診断内容，治療方針，装置および予後，偶発症，代用治療法についての説明，カウンセリングとモチベーション，コミュニケーション技法，患者・家族のニーズと心理的側面の把握など）			10	
(12) 高齢者に対する歯科治療			10	
(13) 全身疾患を有する患者（易感染者を含む）に対する歯科治療上の注意点			10	
(14) 歯科治療上問題となる頻度の高い病態に関する理解（高血圧，糖尿病，血液疾患，易感染者，肝臓疾患，感染症患者，移植待機患者など）			10	
(15) 全身麻酔の理解と実践（術前診察，麻酔導入，気管内挿管など）			5	

